

「資本論を読む会」便り

2024.1.19 No. 82

12月は、第3篇 第8章 労働日 第6節 標準労働日のための闘争 法律による労働時間の強制的制限 1833-1864年のイギリスの工場立法 を、3分の1ほど読み進みました。

※ 編集人の復習ノート。各段落の要点とコメントです。報告や議論を踏まえて編集人はこう理解したということです。議論の紹介が不十分ですがご容赦ください。段落は、大月書店の全集版では本文の字下げで区切られていますが、分かりづらいところもあります。出版社や翻訳者によって違いもあるようです。ここではレジュメに従っています。段落名の後の小さい字は、(原著ページ番号)と、段落の出だしです。

第83回 第1巻 第3篇 絶対的剰余価値の生産

第8章 労働日

第6節 標準労働日のための闘争 法律による労働時間の強制的制限 1833-1864年のイギリスの工場立法

第1段落 (294) 資本が数世紀を費やして労働日とその標準的な最大限界 … ~ (注132まで)

●資本は数世紀かかって、労働日とその標準的な最大限度まで延長し、さらに12時間という自然日の限界まで延長した。

さらに、大工業の誕生(18世紀の最後の3分の1)以来、労働日に関わる、風習と自然・年齢と性・昼と夜などのあらゆる制限が粉碎された。

第2段落 (294) 生産の騒音に気をとられていた労働者階級がいくらか正気に… ~ (注134まで)

●イギリスで労働者階級の反抗が始まり、19世紀の初めの30年間(1802~33年)で5つの労働関係法を成立させた。

しかし、工場主に対する強制体制などがなく、名目的な譲歩を勝ちとっただけだった。

労働日の「標準的な最大限度」とはどういう意味かが議論になりました。具体的に何時間ということではないようですが、あまりハッキリしません。農奴制時代の農業労働の労働時間ではないかという意見もありました。

いろいろと考えてみましたが、「標準」という語を「基準」の意味にとると訳がわからなくなるように思えてきました。そこで「標準的」の語を「代表的」あるいは「平均的」の意味に理解したらどうでしょうか。数世紀前の色々な労働に「代表的(平均的)な労働時間」があった筈です。そのうちの最長の労働時間を「標準的な最大限度」と言っているのではないのでしょうか。前々回と前回に読んだ第5節の第8段落と第9段落の記述からすると、それは10時間くらいだったようです。

労働時間の「最大限度」に関連して、「適正」な労働時間ってあるのだろうか、と疑問が出されました。それに対して、社会の成員が必要とする使用価値を生産するのに必要な一人当たりの労働時間が「適正」な労働時間ではないか、という意見がありました。もちろん、年齢その他の理由による労働能力の違いなどを考慮に入れる必要があります。

児童労働が広く行なわれていた時代、子供の教育はどうなっていたのか、という質問がありました。学校に行ける子が行っていたのではないかという意見がありました。しかしイギリスの義務教育は1870年の初等教育法に始まるので、就学義務はまだ無かったようです。

あと、ここでは、剰余価値の取得のためならば歴史的な慣習なども超えていくという資本の性格を抑えておきたい、という意見がありました。

第3～4段落 (295) やっと、1833年の工場法—綿工場、羊毛工場、亜麻工場、…

- 労働日の無制限な延長 ⇒ 労働者の生存期間・労働力の耐久期間を短縮 ⇒ 損耗した労働力の急速な補填の必要性が発生 ⇒ 労働力の再生産に大きな損耗費が必要となる。
故に、資本自身の利害関係によって、標準労働日の設定が客観的な要請に見える。
- 1833年の工場法
木綿・羊毛・亜麻・絹業の四工業部門に適用。標準労働日が現れ始める。
普通の工場の労働日は、朝5時半から夜8時半までの15時間の範囲内で、
 - ・9才未満の児童労働禁止。
 - ・9～13才：1日8時間労働に制限。
 - ・13～18才：12時間労働以内。また食事時間は少なくとも1時間半と規定。
 - ・9～18才は：夜8時半から朝の5時半までの夜間労働が一切禁止。
(ただし、婦人労働や成人労働の規定がない。)
- 以後数十年間、法の網をかいくぐろうとする資本家との闘争、彼らを利する法的措置を講じようとする議会党派との闘争、が、続く。

ここに出てくる「標準」は従うべき「基準」を意味しているようです。すると、「標準労働日」とはどの部門の工場でも超えてはならない基準の労働時間、ということになります。

第5～6段落 (295) 立法者たちは、成年労働力の搾取における資本の自由、…

- 成人労働者の長時間労働(朝5時半～夜8時半)を維持するため「リレー制度」が案出された。
9～13才の児童を2組編成して、成人労働者の補助にあてる。
 - 1組：朝5時半から午後1時半まで(8時間)
 - 2組：午後1時半から晩の8時半まで(7時間) …「替え馬」にする。

第7～9段落 (296) しかし、過去22年間に制定された児童労働に関する…

- 議会は、1833年の工場法(1工場での労働を最長8時間にするなど児童労働の制限を強化)の完全実施までに3年間の猶予期間を設けた。
 - 1834年 11才未満を対象
 - 1835年 12才未満を対象
 - 1836年 13才未満を対象工場主への思いやりが、数年間13才未満の子供を週72時間の工場労働の地獄に封じ込めた。
- 1833年 奴隷解放令(猶予期間なしに実施)
- 資本は政府を脅かし、35年に児童期の限界を13才から12才に引き下げる提案をさせる。
トーリー党(大地主政党)が、穀物法の関連で労働者を味方にするために反対。下院を通らず。
- 1833年の工場法は1844年6月まで変わらなかった。

ここで唐突に奴隷解放令が出てきますが、工場法との対比で出てきたようです。工場法は工業資本に対して規制をかけるものですが、3年間の猶予期間を設けました。それに対して、奴隷解放令は農場主たちに規制をかけるものですが、こちらの方は猶予期間などを設けたりはしていません。議会は工場主に甘い、と言いたいのでしょう。

第10段落 (297) この法律が工場労働をまず部分的に、次いで全部的に… ～ (注138まで)

●新しい「リレー制度」の案出。

朝5時半～晩8時半までの15時間の範囲であれば、少年は12時間、児童は8時間の労働を、任意の時刻で開始・休息・終了させることができた。休み時間も自由に決められた。よって、違う工場で違う時間で繰返し労働させることが可能であった。
→こうした複雑な労働体制は、監督官による管理を困難にさせた。

●労働者：10時間法案をスローガンにした。

トーリー党：穀物法廃止に反対する為、労働者を味方にしようと10時間法を支持した。

1833年の労働法には婦人労働や成人労働への規制がなかったもので、新たに10時間労働制を要求することになった、ということでしょう。トーリー党は農場主の利害を代表しているの
で穀物法廃止には反対です。そこで、労働者を味方に付けるために10時間法案を支持したと
いう訳です。前の段落にあったトーリー党の1835年の動きと同じです。

ところで第4段落に1833年の工場法で18才未満の夜間労働が禁止になったとありましたが、
そもそもこの時代に夜間労働は可能だったのか？ と質問がありました。確かに電球の発明
は1879年で、もう少し後です。しかし文字通り火を使う灯(あかり)はあったから可能だった
でしょう。日中でも光が入らない鉱山での労働は、ずっと昔からありました。

第11段落 (298) こうして1844年6月7日の追加工場法は成立した。それは… ～ (注140まで)

●1944年：追加工場法

- ・18才以上の婦人労働者：少年と同等の扱いになる。12時間労働。夜間労働は禁止。
- ・13才未満の児童労働：1日6時間半、一定の条件下では7時間、に短縮。

第12～14段落 (298) 不正な「リレー制度」の乱用を防ぐために、… ～ (注141まで)

●「リレー制度」の乱用防止のため、工場法の中に細則が設定された。

- ・労働日の開始は公的な時計で示す。
- ・午前の開始時刻が違ってても終了時刻は同じにする。
- ・工場主は、労働日の開始と終了と中休みとを示す印刷した掲示板を掲げる。
- ・午前の組と午後の組とは別の児童にする。
(午前の労働を12時以前に始める児童は、午後1時以後再び使用してはならない。)
- ・食事は同じ時間に与えられる。食事は、作業室から離れる。
- ・半時間の中休みなしに午後1時以前に5時間より長く働かさない。等々。

※労働時間の制限の厳密さは経営者のごまかし防止のためであるが、工場内協業の効率化にもなった。

●1844～1847年：工場立法のもとに置かれた産業部門では12時間労働が一般的となった。

●工場主への譲歩：「工場児童の追加供給」保証のため、児童の最低年齢を8才に引下げた。

使用する時計や、午前、午後の規定など、かなり細かく決められているのは相当な「乱用」があったということでしょう。

「リレー制度」の背景として、工場では分業や作業の単純化が進んでいることが背景としてある、という指摘がありました。確かに熟練労働ではこうした制度は無理でしょう。第一この制度は児童労働が対象です。

第15～16段落 (300) 1846/47年はイギリスの経済史上に新たな時代を画する。…

●1838年：チャーティスト運動始まる。労働者による参政権の要求。48年に最も盛んになる。

反穀物法同盟：はじめ10時間法運動を支持。穀物法撤廃後、新興産業資本家は離脱。

1846年：穀物法廃止。綿花その他の原料の輸入税を撤廃。

保守党(トーリー党)：地代収入などの旧来の既得権益を侵害され、新興産業資本家と敵対。
チャーティスト運動と10時間法運動について同盟。

1847年：恐慌。

新工場法(10時間法案)成立。

少年と婦人の労働日を暫定的に11時間に短縮。

1848年 10時間に確定。

この節では、チャーティストとかトーリー党とかの語が出てきました。編集人が歴史事典代わり使っている高校の教科書(「詳説世界史 改訂版」山川出版社。2001年)で調べた結果を、参考のために引用しておきます。

(177ページから)

…、1670年代末ころから、国王の大権を重んずるトーリー党、議会の権利を主張するホイッグ(ウィッグ)党という、議会内の二つの派閥がうまれた…

注: 全体としてトーリー党には貴族や大地主が多く、ホイッグ党にはジェントリや都市の商人が多かった。

(225ページから)

…イギリスでは産業革命の結果、大きな人口の移動がおこったにもかかわらず、選挙区は昔のままで、種々の不合理があった。そのため選挙法改正の運動がおこり、ホイッグ党内閣が改正案を議会に提出すると、地主の多い保守的な上院は激しく反対したが、七月革命の影響もあって1832年ついにこの法案が成立した(第1回選挙法改正)。これによって選挙区の公正な再編成が行なわれ、選挙資格も拡張されて、新興の産業資本家などの市民階級が参政権を得た。しかしこれはまだ普通選挙ではなかったため、急進的な改革を要求する労働者は、男子普通選挙の実施、議員候補者の財産資格廃止など6カ条からなる^{People's Charter}人民憲章をかかげて政治運動をおこした。これを^{Chartist}チャーティスト運動という。

つぎに産業資本家に有利な自由貿易の原則も確立された。すなわち1834年に東インド会社の中国貿易独占権の廃止が実施され、またアヘン戦争によって中国の鎖国政策が破られた。とくに重要な改革は、穀物法の廃止である。この法は産業資本家にも労働者にも不利益であったため、コブデン・ブライトラが反穀物同盟を結成して運動を進め、1846年ついに穀物法は廃止された。また1849年には航海法も廃止されて自由貿易が実現した。